## 5. 廃棄物・リサイクル/環境保全分野

<b>5. 廃棄物・リ</b> <b>廃棄物・リサイクル</b> /	サイクル/ 塚境保全分野
環境保全(1)	廃棄物処理法に係る許可の欠格事由の見直し
規制の現状	悪質な処理業者を排除する観点から、2003年12月施行の改正廃棄物処理法によって、廃棄物処理業ならびに処理施設の許可の取消要件が強化され、廃棄物処理法第7条第5項第4号又は第14条第5項第2号に規定する欠格事由に該当する時は、地方公共団体の長は、「許可を取り消さなければならない」(「義務的取消し」)ことになった。その一つとして、事業者が、大気汚染防止法、騒音・振動規制法等の環境関連法令(※)違反で罰金刑を受けた場合、5年間にわたって「欠格要件」に該当することとなり、廃棄物処理業のみならず処理施設に係る許可も自動的に取消される。その場合、5年間、廃棄物処理法に係る許可を新規に取得することができない。規制改革・民間開放推進3か年計画に基づき、「学識経験者等からなる検討会」を設け、2007年3月に報告書がまとめられた。その報告書の内容は一定の評価はするものの、当会の要望事項は実現されていない。 ※その他の環境関連法令大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、海洋汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、特定有害廃棄物の輸出入等規制に関する法律、ダイオキシン対策特別措置法、PCBの適正処理に関する特別措置法
要望内容	悪質な廃棄物処理業者の排除を目的とした欠格要件が、廃棄物処理に掛かる構造改革を推進しつつ、循環型社会の構築に向けた動脈産業等の取組みを阻害しないよう、両者を両立しうる制度への改善をすべきである。具体的には下記の4点について見直すべきである。 ①欠格要件に該当することになった場合、自動的に許可が取消されるのは廃棄物処理業の許可のみとし、廃棄物処理施設の許可については「裁量的取消し」(「取り消すことができる」)とすべきである。②過失によるその他環境関連法令違反で直罰を受けた場合については、施設許可のみならず、業の許可についても「裁量的取消し」とすべきである。 ③欠格要件が適用される法人役員の範囲について、株式会社の監査役は対象外とすべきである。 ④欠格要件に該当した場合においても、個別リサイクル法におけるリサイクル施設の認定については裁量的な取消しとするとともに、個別リサイクル法の認定が取消されないようにすべきである。
要望理由	①2003年の廃棄物処理法改正の趣旨は、廃棄物処理業を営む悪質な業者に対して厳しく行政処分を課すことであった。悪質な廃棄物処理業者に対する行政処分は処理業の許可の取消しで可能であり、主に施設の技術上の基準について審査する(法第15条の2)「廃棄物処理施設の許可」まで、「義務的取消し」とする必要はない。近年、製造事業者が、ゼロエミッションを目的に自ら廃棄物処理を行う場合や、生産プロセスを活用して廃棄物処理を行うために、廃棄物処理施設及び業の許可を取得しているケースが多い。そのため、欠格要件に該当した場合に自動的に許可が取消されると、自らの廃棄物処理のために廃棄物処理施設の許可を有する製造事業者は、廃棄物の自己処理ができなくなる。また、生産プロセスを活用した廃棄物処理が不可能となり、製造業等の事業活動そのものが継続できなくなる。全国に複数の事業所を有する製造事業者においては、一箇所の事業所における欠格要件が全事業所にまで適用され、当該製造事業者の生産活動に致命的な影響を与え、ひいては日本経済に少なからぬ影響を与える。とりわけ、その他環境法令違反を犯した場合、速やかに違反原因への対処や再発防止策を講じることにより、当該設備の再開が可能である。しかしながら廃棄物処理法の欠格要件の適用を受けて波及的に許可が取消された処理施設は、5年にわたって再稼動できない。とりわけ、その他環境法令に直罰規定のある大気汚染防止法、水質汚濁防止法、海洋汚染防止法が含まれている。製造事業者にとって、過失や事故等によっても直罰以外に廃棄物処理やリサイクルを行っている場合、廃棄物処理とは直接関係ない違反が、廃棄物処理やリサイクル事業に影響が及ぶことは、行き過ぎた規制といわざるを得ない。 ③悪質な処理業者の黒幕を排除する目的で、欠格要件に該当する者の範囲を「法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者」と定めている。しかしながら、株式会社の監査役は、制度上、取締役や執行役等の業務執行を監査する立場にあり、ガバナンスの趣旨から見ても、監査の権限を高めることで業務執行からの独立性の確保を図っているので、監査役を取締役や執行役に準ずる支配力のある者として欠格要件の影響を図っているので、監査役を取締役や執行役に準ずる支配力のある者として欠格要件の影響が連鎖的に及ぶのは問題である。また監査役は複数の企業と兼務関係にある場合が多く、これら全ての企業に欠格要件の影響が連鎖的に及ぶのは問題である。
	廃棄物処理法第15条の3第1項、第14条第5項第2号イ、第7条第5項4号ハ
根拠法令等	同法施行令第4条の6

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(2)	廃棄物処理法に係る許可手続の簡素化・電子化
規制の現状	産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、 当該業を行おうとする区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府 県知事、政令で定める市の長の許可を個々に取得する必要がある。 また、許可申請・変更手続に際して、全役員に係る住民票や登記事項証明書 等が求められるなど、膨大な事務処理が必要とされている。
要望内容	①産業廃棄物処理施設ならびに収集運搬業の許可について、役員の異動に係る変更手続に要する添付書類(住民票・登記事項証明書等)を削減する方向で見直すべきである。 ②廃棄物処理法上の行政手続について情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続を一括してインターネットで行えるようにすべきである。規制改革・民間開放推進3か年計画(2006年3月)において、廃棄物処理法上の許可情報等について「事業者や地方公共団体の意見も踏まえつつ、電子化にむけた取組みを開始する」と記載されたことは評価でき、民間事業者の行政手続の簡素化に資する情報システムの構築を早期に実現すべきである。その際、許可情報について地方公共団体間で共有し、民間事業者が複数の地方公共団体で許可を取得する場合には、ある一つの地方公共団体で手続きを行えば、その他の地方公共団体への行政手続は大幅に簡素化できるようにすべきである。また、廃棄物処理法に基づく各種届出業務(多量排出事業者による産業廃棄物処理計画・報告書、自治体条例に基づく情報提供等)を簡素化・統一化するなど、民間事業者の申請手続の情報化・合理化を推進すべきである。 ③産業廃棄物処理業に係る許可権限をより一層広域化すべきであり、都道府県単位やさらにブロック化した地方単位に集約すべきである。
要望理由	①大規模製造事業者等においては、役員は数十人にも及び、また、役員が外国に居住している場合もある。このような場合において、役員の異動がある度に、代表者や当該施設を所管している役員以外の役員についても、添付書類を求めるのは非常に事務負担が大きい。とりわけ廃棄物収集運搬業者は多くの地方公共団体の許可を有しており、その事務手続は膨大である。②将来的には、廃棄物処理法の許可手続に係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットの活用により、複数の地方公共団体に対して申請手続を一括して行うことができれば(ワンストップサービスの実現)、事務負担の大きな軽減につながる。行政手続に係る事務負担の軽減、電子政府化の推進等の観点から、民間事業者にとっても使い勝手のよい廃棄物処理法に係る情報システムを構築すべきである。 ③2005年5月18日に公布された改正法では、保健所設置市による事務処理の仕組みが見直されたが、依然として中核都市が政令で指定されており、廃棄物処理法に係る許可権限のさらなる広域化が望まれる。都道府県及びいわゆる政令指定都市への集約化、さらには、許可手続の電子化と併せて、都道府県をブロック化した地方単位への集約化も検討すべきである。
根拠法令等	廃棄物処理法第14条第1項、第15条第1項
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(3)	PCB廃棄物に係る届出事項の簡素化・重複報告の削減 【新規】
規制の現状	①PCB廃棄物保管事業者及びPCB廃棄物を処分する者は、PCB特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管・発生・移動・処分・使用状況等について、量の多寡に係らず詳細な情報を都道府県知事等に毎年度届出なければならない。 一方、廃棄物処理法では、産業廃棄物の排出抑制・リサイクル促進等の観点から、「多量排出事業者」に対し、PCB廃棄物も含めて、廃棄物の種類ごとに発生量・処理量など、産業廃棄物等に毎年度提出すべき旨、規定している。②廃棄物処理法では、「特別管理産業廃棄物」を運搬・処分する事業者に対して、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、処理に係る「帳簿」を記載することを規定している。加えて、2008年度から、マニフェストの交付枚数や委託業者等を記載した「産業廃棄物管理票交付等報告書」を提出する必要がある。これらの記載事項は、PCB特措法に基づく保管処分状況の届出・添付書類と重複している。
要望内容	①廃棄物処理法で規定している「多量排出事業者」の計画・報告内容から、PC B廃棄物は除外すべきである。また、多量排出事業者に該当するか否かの判 断基準からもPCBは除外とすべきである。 ②「特別管理産業廃棄物」を発生する事業者が実施すべき「帳簿」ならびに「産 業廃棄物管理票交付等状況報告書」の記載内容から、PCB廃棄物に係る情 報は排除すべきである。
要望理由	①PCB廃棄物の処理は、多量排出事業者制度の意図でもある排出抑制・リサイクル促進等といったものとは異なる観点から行われるべきものである。都道府県知事等への届出事項の簡素化・重複報告の排除の観点から、PCB廃棄物に関する事項については、多量排出事業者に係る報告制度の枠組みから切り離すべきである。 ②PCB廃棄物に関しては、PCB特別措置法の届出事項及びそれに添付するマニフェストにより、特別管理産業廃棄物に係る帳簿記載事項を満足しており、事業者ならびに都道府県等はPCB廃棄物の的確な管理が可能である。加えて、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」でマニフェストの発行枚数、委託業者等の情報を提出する必要があるが、これも、PCB特措法の届出書に添付するマニフェストの写しで代替可能である。事業者の事務負担を軽減する観点から、行政報告の簡素化・重複報告の削減を図るべきである。
根拠法令等	PCB特別措置法第8条 PCB特別措置法施行規則第5条 廃棄物処理法第12条の第7、第8項、第12条の2、第12条の3 廃棄物処理法施行規則第8条の17の2、3、第8条の18、第8条の27
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(4)	広域認定制度における取扱いの明確化
規制の現状	広域認定制度の対象となる廃棄物は、基本的に、認定された者が「製造加工又は販売を行った製品」に限定されている。 ただし、情報処理機器及び通信機器の場合、同一性状の他社製品の回収依頼を受けることが多いことから、政省令改正の際に、実態を踏まえた運用を行うよう関係業界から要望したところ、パブリックコメントに対する環境省の回答や広域認定制度の手引きでは、他社製品の回収も可能との方針が示された。しかしながら、全てが他社製品の場合の回収は認められていない。  ※2003年度の要望を受けて政府より発出された他社製品に関する見解は以下のとおり。 ①パブリックコメント:「本制度においては、製造事業者等が同種の他社製品が廃棄物となったものを含めて処理する行為も対象となる。」 ②広域認定制度申請の手引き(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部発行): 「第2 広域認定制度の対
要望内容	象となる廃棄物【補足説明】:製造事業者等が自ら製造、加工又は販売を行った製品と一体的に販売される他社製品や、当該製品と同一性状の他社製品を付随的に併せて製造事業者等が回収して処理を行うしくみについても本制度の対象となり得る。」  広域認定制度において、対象産業廃棄物が「情報処理機器(及び通信機器)が産業廃棄物となったもの」の認定を受けている場合で、製品の販売に伴い発生する使用済み製品(新製品の導入に伴い撤去された機器等)の回収が適正かつ効率的に行われると認められる時は、全てが同一性状の他社製品であっても回収を可能とすべきである。
要望理由	【現状】 情報処理機器及び通信機器では、世界的に機器の標準化・規格化が進んでおり、ハードウエアの製造メーカーの格差はほとんど無い。このため以下のようなビジネスが展開されている。 ア 情報処理機器及び通信機器のシステムは、一般的に単・メーカーの製品で構成されるものではなく、複数メーカーの機器の組合わせで構成されている。 イ・システムの受注は主たるメーカー1社となることが一般的であり、受注したメーカーが他メーカーの機器も含めて斜入する。 ウ・システムを受注したメーカーは、システムの納入に伴い、使用済み機器を一括して回収・廃棄処理するようユーザーから要求される。特に公共機関の入札においては、一般的に、使用済み機器を一括して廃棄処理することが前提条件として付与されている。 エ 回収・廃棄処理されるを制きなれる使用済み機器の全てが、システムを受注したメーカー以外のメーカーの機器で構成されていることの事務の主要が関係を表している。との事務の主に対していることもまれてはない。この場合、システムを受注したメーカー以外のメーカーが、機器の導入・撤去にはかかわらない場合がほとんどである。 【他メーカーの機器の適正処理が担保できる理由】 ①広域認定制度において、対象廃棄薬物が「情報処理機器及び通信機器」が産業廃棄薬物となったもの」の認定を受けているメーカー(以下に窓たメーカー)が扱う情報処理機器及び通信機器は、メーカーの違いによるハードウエアの特異性はきわめて少なく、標準化・規格化された製品である。 ア・メーカー合社は、共通の再資液化事業者を利用している場合が多く、かつメーカー独自の処理方法を必要としない。このことは、家電リサイクルの4製品の再資液化事業者による処理方は、対理方法を必要としない。このことは、家電リサイクルの4製品の再資液化事業者による処理方は、現内ので見ている。名製造メーカーの機器には、サライヤーまたは部島自体が共通であった型力を場合がある。例えば、PCのCPUでは、2社の寡占状態であり、製品にこれらの企業の部品を使用すれば、おのずとハードウエアの規格が続一されて他の部品の共適化も主張及する場合にも分別が容易である。 ②認定メーカーの報告には、大の家とが完全している。 ②認定メーカーの機器には、サブイヤーまたは部及び製品の環境情報を公開している。 イ・各メーカーは、環境配度放射を着実に実施している。20設定メーカー間でもあり、他メーカーの機器を表別である。と観路とも有害物質の使用と3R性のの対している。カ・パシコンの場合は、JーMos 制度により、各社製品とも有害物質使用の有無が明白であり、化メーカーー間は通のリサイクル目標を設定し、各メーカーは、環境配度の対すである。 記定メーカーーは、環境配を対すている。 ま来外でメーカー間は通りサイクル目標を設定している。カ・パシコンの場合は、JーMos 制度と有限である。 記定メーカーは、環境配度の関連のプロにより、生産の分別を通じて取る。カ・パシコンの場合は、JーMos 制度により、各社製品とも有害物質使用を分間により、保険を通じであった。 たび環境の分別を対している。カ・パシコンの機器を通信を対している。カ・パシコンの機器を通信を通常の分別を通常を通常など、大きないのでは、まずにより、ないのでは、まずにより、ないのでは、まずにより、ないのでは、まずにより、ないのでは、まずにより、ないのでは、まずにより、ないのでは、まがにより、ないのでは、まがにより、ないのでは、まがにより、ないのでは、まがにより、ないのでは、まがにより、ないのでは、まがにより、ないのでは、まがにより、まがにより、まがにより、ないのでは、まがにより、ないのでは、まがにより、ないのでは、まがにより、ないのでは、まがは、ないのでは、まがにより、ないのでは、まがにより、ないのでは、まがにより、ないのでは、ないのでは、まがにより、ないのでは、まがにより、ないのでは、まがにより、ないのでは、まがにより、ないのでは、まがにより、ないのでは、ないのでは、ないのでは、まがにより、ないのでは、ないので
根拠法令等	廃棄物処理法第15条の4の3第1項第2号 同法施行規則第12条の12の8
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(5)	再生利用認定制度における収集運搬に係る規制の緩和
規制の現状	産業廃棄物の「再生利用認定制度」においては、環境大臣の認定を受けた再生利用事業者は、廃棄物処理法上の処理業ならびに処理施設の許可取得が免除されている。しかしながら、再生利用事業者の施設まで再生資源を運搬する行為については、廃棄物処理法上の収集運搬業の許可が必要となる。
要望内容	「再生利用認定制度」において、再生利用認定を受けた事業者が、再生資源を自らの施設に搬入するために、廃棄物の収集運搬を委託する場合は、委託 先業者の廃棄物処理法上の収集運搬業許可の取得を不要にすべきである。 少なくとも、収集運搬の委託先が子会社である場合について、許可を不要と すべきである。
要望理由	再生利用認定は主として「対象物」及び「処理方法」の認定であり、認定を受けた「対象物」は、再生されることが確実な物として廃棄物として扱う必要がないよう処理に関する許可の規制は緩和されている。しかしながら再生利用認定事業者が対象物である再生原料を取りに行く行為(収集運搬)を自ら実施する場合には、収集運搬に関する許可を不要としているが、他人に委託する場合には収集運搬業の許可を有する者に委託しなくてはならない。 容器包装リサイクル法の規定では、再商品化事業者は、収集運搬業の許可を取得しなくとも、一般廃棄物を地方公共団体へ取りに行ってリサイクル施設に搬入することができる。また、家電リサイクル法でも、再商品化に必要な運搬行為に廃棄物収集運搬業の許可は不要である。 再生利用認定制度においても同様に収集運搬の許可を不要とすべきである。少なくとも、収集運搬の委託先が子会社である場合、委託先に対する指導監督権を及ぼすことが可能であることから、許可を不要とすべきである。本要望が実現した場合、再生利用認定事業者は、製品の出荷に利用した帰り便等を利用して再生原料となる廃棄物を取りに行くことが可能となり、広域かつ効率の良いリサイクルの仕組みの構築が可能になる。
根拠法令等	廃棄物処理法第15条の4の2 容器包装リサイクル法第37条 家電リサイクル法第49条
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(6)	アジアの資源循環に資する 特定有害物質含有物の輸入手続の緩和
規制の現状	日本国内で製造された材料・部品が、海外企業に輸出・販売され、海外の工場で生産活動等に使用された後に、使用済触媒やめっき液などが発生する。これら(※)は有価物を含んでおり、わが国の優れた技術でもってすれば、環境に負荷をかけずに有価物を取り出し、リサイクルすることができる。しかし、こうした有価物を含む特定有害物質含有物をリサイクル目的で日本に逆輸入しようとすると、いわゆるバーゼル法の適用を受けるために、行政手続等に2ヵ月以上かかる場合もあるなど、多大な時間を要することから、ビジネスチャンスを失うこともある。 2006年3月の「3Rイニシアティブ高級事務レベル会合」においても、3R推進の成功事例やこれらを推進していくためのポイントとして、「製造設計段階から廃棄物管理に至るまでの総合的アプローチ」等の取組みが挙げられたが、現状関係国間では実現されていない。 ※生産活動後に発生する有価物を含むものとして、例えば下記がある。プロダクト・スクラップ、使用後のめっき材料等、製造工程での金属付着物、使用済触媒、めっき液等
要望内容	わが国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害物質含有物であって、わが国において再生利用可能な資源については、「製造から廃棄物管理に至るまでのアプローチ」のひとつとして、これを輸入する手続きの緩和措置を講じて資源循環を促進すべきである。
要望理由	生産活動後に発生する有価物を含むもの(※)は、アジアの諸外国で処理をしようとすると廃棄物となって環境汚染につながるケースがあるが、わが国の事業者は高いリサイクル技術を有していることから、わが国に逆輸入できれば、資源として有効に活用できる。しかし、希少貴金属等の有価物は市況の変動が激しいため、行政手続に多大な時間がかかってしまうと、ビジネスとして成り立たなくなり、資源の再利用ができない。ちなみに、EU圏では、特定有害物質を含有したものであっても、バーゼル条約よりOECD理事会決議が優先され、廃棄物の再資源化循環目的の輸出入が行われている。2007年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」においても「途上国では適正な処理が困難だが日本では可能である廃棄物等を、各国から日本がその対応能力の範囲内で受け入れ、高度な技術で金属を回収し、リサイクルする取組を進める」旨が明記されたところである。現状では、わが国からアジア諸国に再資源化技術を供与することは、現地国の規制や経済状態等の条件から困難を伴うことが多い。したがって、まずは本規制を緩和することにより、わが国はアジア圏における資源循環・再利用の促進と発展に大きく寄与すべきである。
根拠法令等	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 経済産業省産業技術環境局環境政策課

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(7)	廃棄物処理法等に係る事前協議制等の見直し
規制の現状	廃棄物処理法上、「廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業廃棄物の搬入」等にあたって、地方公共団体との事前協議や周辺住民の同意が必要であるとの規定はない。にもかかわらず、地方公共団体の行政指導等によって、各種許認可の取得・更新の申請を行う際に、事前協議の実施、周辺住民説明会の開催、同意書の取得等が義務付けられている。
要望内容	地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は 地方公共団体に対して通知する等、引続き指導していくべきである。 少なくとも、「域外から産業廃棄物を搬入する場合であって、最終処分や単純 焼却処理を行わずにリサイクル等の資源循環を行うときは、地方公共団体へ の届出で済むようにする」等、環境省は、資源循環型社会の形成の阻害要因と なる行政指導等については見直すよう、地方公共団体に対して指導の徹底を 図るべきである。
要望理由	事前協議が必要な場合は、許認可の取得までに非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。とりわけ、産業廃棄物の域外からの搬入について、処理業者が、最終処分を行うかリサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の行政指導を受けてしまう。最近では、リサイクルの進展により、域外からのリサイクル処理案件が増加しているが、そうしたものについても一律に取扱われるため、事前協議の審査予約が取り難く、リサイクル処理が進まないのが実情である。こうしたことから、排出事業者がリサイクルを志向しても、事前協議の難しさから、結果的にリサイクルせずに近隣の最終処分場で処分してしまうケースもあり、循環型社会の構築を阻害する原因となっている。実際に、ある都道府県では、リサイクルを推進するため、一定の基準を満たすマテリアルリサイクル施設の設置については、住民同意を不要とする指導要綱の改正を行った。規制改革推進のための第1次答申(2007年5月30日)において「各地方公共団体の事前協議規制の運用改善を通じて、産業廃棄物の搬入・搬出がスムーズに行われるように、地方公共団体に対して、周知徹底を図るべきである」とし、2007年度中の措置が明記されていることは高く評価でき、確実な措置を要望する。
根拠法令等	地方公共団体の指導要綱
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 地方公共団体

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(8)	産業廃棄物収集運搬業許可に係る取扱いの徹底
規制の現状	①産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続においては、取扱う廃棄物の種類等に変更がなければ、「事業計画の概要を記載した書類」の添付は不要とされている(廃棄物処理法施行規則第9条の2第6項)。しかしながら、地方公共団体によっては、上記書類に、産業廃棄物の種類ごとの排出事業者に関する詳細な情報(所在地、名称、連絡先、排出場所の所在地、事業内容、産業廃棄物管理責任者の役職・氏名)を記載させるところがあり、そのような地方公共団体では、許可更新時に「事業計画の概要」の提出を求めている。さらに、排出事業者からの排出計画を提示できない場合に、その産業廃棄物の種類についての許可を取消す措置が取られることがある。 ②積替え・保管施設に関して、地方公共団体から、法律で規定されていない周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求められることがある。平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知により、貨物駅又は港湾における積替え・保管の定義が明確化された。この扱いについては徐々に地方公共団体の扱いが統一されつつあるが、その他の場合の扱いについても見直すべきである。
要望内容	①産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続において、許可内容に変更のない場合に添付不要とされている「事業計画の概要を記載した書類」の提出を求めることのないよう、地方公共団体への指導を徹底すべきである。 ②積替え・保管施設の設置・変更にあたって、周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求めないよう、地方公共団体に対して指導・徹底を図るべきである。また、貨物駅又は港湾における、積替え・保管の取扱いについて、平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知の運用を、地方公共団体に対して周知徹底すべきである。
要望理由	①輸送業務は典型的な受注産業であり、いつどの顧客からどのような輸送方法の発注を受けるかをあらかじめ把握することは困難である一方、いつ発注があっても迅速に対応できるように準備しておくことが、適正かつ迅速に廃棄物を処理するために不可欠である。許可更新時に排出事業者からの排出計画に関する書類が添付できずに、当該種類の産業廃棄物の収集運搬許可を削除され、例えばその翌月に当該種類の運搬を受注しても、そこからまた2~3ヵ月をかけて、許可変更の申請を行うようなことのないようにすべきである。なお、地方公共団体の作成する申請者向け説明資料等にも、新規許可申請、更新許可申請の区別なく、上記書類の添付を要する旨が表記されているものがある。 ②積替え・保管施設を設置・変更する場合に、周辺住民への説明会開催や同意書の取得を申請要件とする地方公共団体がある。動脈物流において輸送の効率化を図るためには、小口で集めた物をまとめて運ぶことが基本であり、このことは、動脈物流を通じて広く消費された後の物を集める静脈物流においても同じである。 住民の同意が取れない結果、積替え・保管場所を一定のエリア内に配置できず、トラック1台分に満たないような少量単位で排出されるもののリサイクルは進まない。 また、貨物駅又は港湾における産業廃棄物の積替え・保管に係る解釈について、地方公共団体に周知徹底されておらず、効率的な物流の妨げになっている。
根拠法令等	廃棄物処理法施行規則第9条の2第6項 平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 長通知
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

Г

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(9)	廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会手続の合理化
規制の現状	一定規模以上の廃棄物処理施設の新築または増築にあたっては、リサイクル施設であっても、廃棄物処理法に基づく許認可申請のほかに、建築基準法に基づいて、都道府県都市計画審議会の承認を得る必要がある。 廃棄物処理施設に係る都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないのが実情であるとともに、法的な根拠がないにもかかわらず、地方公共団体から周辺住民の同意を取り付けることを求められることがあり、廃棄物処理施設の設置が進まないのが現状である。
要望内容	廃棄物処理施設の新築又は増築に伴う都市計画審議会の開催を定期化するとともに、現状よりも開催頻度を増大するよう、環境省ならびに国土交通省は都道府県に対して、引続き指導の徹底を図るなど、廃棄物処理施設が円滑に整備できるようにすべきである。 もしくは、都市計画法に定める一定の用途地域内(例えば、工業専用地域、工業地域など)におけるリサイクル施設の新築又は増築については、都市計画審議会の承認を要する行為の対象外とすべきである。
要望理由	都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないため、建築基準法に基づく諸手続きを経るのに非常に長い時間がかかり、廃棄物処理施設の設置が円滑に進まない。とりわけ、リサイクル施設であれば、焼却や埋め立てを伴わないようなマテリアルリサイクル(木くず、がれき類、廃プラ等)であっても、建築確認や都市計画審議会での承認、さらには地方公共団体によっては近隣住民の同意を要する場合がある。 少なくとも、「再生利用工場」として循環型社会の形成に寄与する施設については、工業専用地域、工業地域等の一定の用途地域内においては、すみやかに設置できるようにすべきである。
根拠法令等	建築基準法第51条
制度の所管官庁 及び担当課	国土交通省住宅局市街地建築課 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(10)	石綿含有産業廃棄物の積替・保管施設に係る許可の迅速化【新規】
規制の現状	石綿含有産業廃棄物の処理にあたって、多くの自治体が積替・保管を認め ず、直接、処理施設に搬入するよう指導している。
要望内容	石綿含有産業廃棄物について、環境省は、地方公共団体に対し、速やかに 積替保管を含む収集または運搬の許可を発出するよう強力に指導すべきであ る。
要望理由	石綿含有産業廃棄物の中間処理は、原則、溶融や無害化等の施設において行い、収集運搬又は設備投入目的の場合には、必要な限度において破砕又は切断を行うこととされている。 しかしながら、全国的にみても石綿含有産業廃棄物の処理施設は非常に少なく、また、処理能力は石綿含有産業廃棄物の発生量に比べてきわめて小さい。このため、ほとんどを最終処分しているのが現状である。大部分の石綿含有産業廃棄物は都市部で発生するため、最終処分場まで遠距離の輸送が必要となる。小規模な解体工事、改修工事においては、石綿含有産業廃棄物の発生量が僅かな場合が多い。このような場合には、積替・保管施設において一時保管し、1台分の量がストックされた時点で、最終処分場に搬出することが、輸送の効率化、ひいてはCO <sup>2</sup> 削減に役立つ。環境省はすでに、平成18年9月27日付通知「環廃対発第060927001・060927002」を出しているが、それが地方自治体において徹底されていない。
根拠法令等	廃棄物処理法第12条、第12条の2 平成18年9月27日付通知環廃対発第060927001・060927002
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(11)	騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し
規制の現状	①騒音規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。 その「特定施設」として、圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)が指定されている。 ②同様に、振動規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい振動を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。 その「特定施設」として、圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)が指定されている。
要望内容	騒音規制法ならびに振動規制法が「特定施設」と規定する圧縮機のうち、スクリュー式圧縮機を対象外とすべきである。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日)、ならびに昨年度一次回答において「2007年度にスクリュー式圧縮機の騒音・振動データを基に技術的検討を行い、結果に基づき2007年度を目途として必要に応じ中央環境審議会に諮問し、対応する」としていることは評価でき、本要望が実現するよう確実に措置すべきである。
要望理由	騒音規制法ならびに振動規制法が定められた1960~70年代に比べて、圧縮機の騒音・振動は格段に改善されている。特に、スクリュー式コンプレッサーの開発によって、今では高効率、高静寂性が確保されている。 従って、特定施設の「圧縮機」の定義を見直し、スクリュー式圧縮機は対象外とすべきである。
根拠法令等	騒音規制法第6条 同法施行令第1条別表第1 振動規制法第6条 同法施行令第1条別表第1
制度の所管官庁 及び担当課	環境省環境管理局大気生活環境室

廃棄物・リサイクル/ 環境保全(12)	水質汚濁防止法・大気汚染防止法における特定施設等に係る届出の緩和
規制の現状	水質汚濁防止法に基づく「特定施設」ならびに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を新設・改造・変更・廃止する場合、都道府県知事に届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置・変更等を行うことができない。
要望内容	水質汚濁防止法に基づく特定施設等ならびに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設について、その設置や構造の変更等に係る届出は、原則、着エ予定日の30日前に行えばよいこととし、届出施設の内容が特に複雑であるなど特に問題がある場合には、30日間に限って実施制限期間を延長できるようにすべきである。
要望理由	①着工の約30日前までに、発注先、機器の仕様、工程が確定できない場合が多々あるため、着工予定日の60日前までに、設置及び変更等の届出を行うことが難しいのが現状である。 ②現行規定は、1960年代に設定されたものであり、現在のように、環境保全に関わる設備や体制が整えられた状況では過剰なものと言える。スピード経営が求められる時代にあって、60日間もの期間は非常に大きな事業機会の損失になる。技術進歩や時代の要請に合わせて、自治体における審査も迅速化を図るべきである。 ③環境省は、1999年4月の「大気汚染防止法および水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務の処理について」により、法に基づく実施制限期間の短縮措置をとるべく、積極的に都道府県知事等に通知した。その結果、審査に要した日数が30日以内である割合がおおむね9割であり、ほとんどの届出が実質的に30日以内で審査を終えている(環境省資料2003年4月)。 ④例えば、ばい煙発生施設の届出書類で確認の理の方法、工事者氏名、所在地、施設の構類、施設の構造、使用の方法、処理の方法、では、工事者上30日前までの計画の届出が規定されている労働安全衛生法、電気事業法、ガス事業法の届出内容と比べても、その審査・確認作業に2倍の日数を要するとは考えにくい。このような状況を踏まえ、実審査に60日間を要している案件の要因分析を行い、長期間の審査を必要とする傾向のある施設・設備に関する条件・情報を取りまとめて、これを地方公共団体に開示することなどにより、「実施制限期間は原則30日間とし、届出施設の内容が複雑である等の特別の場合に、その制限期間を30日間を上限として延長すること」とすべきである。 企業は、着工予定日に向けて様々なスケジュールを組んでおり、法規定が「着工予定日の60日前までに届出をしなければいけない」というままでは、都道府県等の審査機関の短縮努力が、企業の実務上のメリットにつながりにくい。
根拠法令等	水質汚濁防止法第9条 大気汚染防止法第10条、第18条の9
制度の所管官庁 及び担当課	環境省環境管理局水環境部環境管理課